

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十五年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合落合ショッピングセンター

所在地 真庭市落合垂水六二八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 協同組合落合ショッピングセンター

住所 真庭市落合垂水六二八

代表者の氏名 代表理事 伊藤 忠司

(2) 名称 バイナル株式会社

住所 高梁市落合町阿部一六九七一一

代表者の氏名 代表取締役 水内 照悟

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 五千百七十七平方メートル

(変更後) 四千九・五平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 三百五十六台

(変更後) 百九十六台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 八十七台

(変更後) 百七台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 六十三平方メートル

(変更後) 八十七平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 八十九立方メートル

(変更後) 九十三・九立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙二に記載のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設一 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設二 午前七時から午後八時まで

(変更後)

荷さばき施設一 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設二 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設三 午前七時から午後十時まで

4 変更年月日

平成二十五年十一月三十日

二 届出年月日

平成二十五年三月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年四月五日から同年八月五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部商工観光課